
■□■

□■□ 事故防止メルマガ「Think」／Vol. 221

■□■ 【発行】シンク出版株式会社 <http://www.think-sp.com/>

// INDEX //

- 1・2020年10月前半の安全管理ごよみ
- 2・安全管理法律相談～点字ブロックに自転車を駐輪したときの罰則は？
- 3・交通事故の裁判事例～二度の追突事故の第2事故以降の損害割合を認定
- 4・今日の朝礼話題～手を上げなくても車が止まる社会を
- 5・【新発売】手帳「2021トラック運行管理者手帳」
- 6・【新発売】手帳「2021バス運行管理者手帳」
- 7・【好評発売中】テスト「ドライバーのための『健康管理』自己診断」
- 8・【好評発売中】教育冊子「運転中・自然災害時の対応は万全ですか？」

// //

★10月前半の安全管理ごよみ

◆1日（木）～7日（水）

——全国労働衛生週間（厚労省）

◆1日（木）～31日（土）

——体力づくり強調月間（スポーツ庁）

——自動車点検整備推進運動強化月間（国土交通省）

◆9日（金）

——トラックの日（全日本トラック協会）

◆15日（木）～11月16日（月）

——交通事故総合分析センター第23回交通事故・調査分析研究発表会
WEB開催（ITARDAホームページ上で公開）

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<https://www.think-sp.com/2020/09/10/2020-oct-kongetsu-untankenri/>

■安全管理法律相談

こちらのコーナーでは、WILL法律事務所の清水伸賢弁護士が安全管理上、知っておかなければならない法律知識の解説や、交通事故の裁判例の紹介を交えながら、運転管理の疑問、質問に答えます。

第83回「点字ブロックに自転車を駐輪しても罰則はないのですか？」

【質問】

街中にある点字ブロックの上に、自転車を駐輪している光景をよく目にします。このような行為は許されるものではないと思いますが、具体的な罰則はあるのでしょうか？また白杖を利用している視覚障害者の方もよく目にしますが、万が一、視覚障害者の方と事故を起こした場合、通常の交通事故よりも責任は重くなるのでしょうか？

【回答】

視覚障害を含む身体障害者の公共交通に関する法律は、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律や、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律などがあります。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2020/09/01/houritsu-83-tenjiblock/>

■交通事故の裁判事例

今回は、約2か月半の間に2度追突事故にあい、損害賠償の割合が争われた事例を紹介します。

『2度の追突事故での負傷の程度等を踏まえ、第2事故以降の損害割合を認定』

【事故の状況】

平成24年10月4日午後10時15分ごろ、Aは普通自動車を運転して大阪府泉佐野市内で信号待ちをしていたところ、青信号に変わって発進した大型貨物車Bに追突され、頸椎捻挫、腰椎捻挫の負傷を負いました。

AはD医院やE接骨院などに通院しながら、10月14日には勤務先に復帰し、その後も通院治療を続けていました。

そして、同年12月22日午後1時15分ごろ、Aは京都府城陽市内の交差点で停車していたところ、後ろから2トン車Cに追突され、再び頸椎捻挫、腰椎捻挫の負傷を負いました。

Aは第1事故に引き続きD医院に通院し、同年12月25日から平成25年7月24日まで130回通い、同日に症状固定の診断を受けました。Aは第2事故後、平成25年2月20日まで会社を休み、21日に復帰しました。

Aは、第1事故により負った頸椎捻挫、腰椎捻挫は、第2事故により症状をさらに悪化させたものであり、共同不法行為が認められるとして、BとCらに連帯して損害賠償義務を負うように求めました。

これに対して、BとCらは各事故は異時に発生したものであり、共同不法行為とはならない、事故ごとに寄与度を認定し、個別に責任を負うのが原則であると主張しました。

【裁判所の判断】

「共同不法行為は、複数の加害行為が時間的、場所的に近接する等、客観的に1個の加害行為であると評価できる場合に限って成立する。今回の各事故は、いずれも異なる場所で発生しており、第1事故から第2事故まで2か月以上の時間的間隔が空いており、時間的、場所的に近接しているといえず、客観的に1個の加害行為と評価できない」

「したがって、Bらが責任を負うのは第1事故と因果関係がある損害であり、Cらが責任を負うのは第2事故と因果関係がある損害である。第2事故以降の損害については、第1事故と第2事故が寄与しているから寄与度に応じて負担を求めるのが相当である」

として、第2事故以降に生じた治療費、休業損害等の損害について、Aの症状、

治療の時期及び内容等を考慮して、Bらが1、Cらが3の割合で負担する、と認定しました。

(京都地裁 平成30年6月25日判決)

■今日の朝礼話題

『手を上げなくても車が止まる社会を』

先日、長野県警が地元の女子高校生の研究結果をもとに、信号のない横断歩道を手を上げて渡る運動を展開しているという報道がありました。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2020/09/18/tewoagena/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける

「今日の朝礼話題」を毎日（弊社営業日）更新しています。

（情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓）

<https://www.think-sp.com/2020/06/01/tw-kinkyu-jitai/>

■【新発売】手帳「2021トラック運行管理者手帳」
手帳「2021バス運行管理者手帳」

※仕様 A6判／222ページ／表紙ビニールレザー／本色2色刷

※価格 各1,200円+税

今年も「2021トラック運行管理者手帳」「2021バス運行管理者手帳」の販売を開始しております。

両手帳とも、運行管理者として知っておきたい最新の法改正などを「法令編」「知識編」「データ編」としてまとめており、煩雑になりがちな運行管理関係

の法令知識をお手元で確認していただくのにとっても便利です。

また、スケジュール欄も充実しており、日々の運行管理に役立つ手帳となっております。

【詳しくはこちら↓】

<https://2014unkoukanridiary.jimdo.com/>

■【好評発売中】自己診断テスト「ドライバーのための『健康管理』自己診断」

※仕様 A4判／4ページ（複写式）／カラー刷

※価格 500円（1セット＜5冊＞・税別・送料実費）

近年、業務運転中に病気の発作等で引き起こされる交通事故が頻発しており、安全運転にとって普段の健康管理の重要性が見直されています。

本テストでは日頃の健康管理を振り返り、48の質問に「ハイ」「イエ」で答えていただくことで、普段どれくらい運転に必要な健康管理ができているかを簡単に知ることができます。

「疲労や睡眠不足などを軽視する危険度」「日頃の感染予防を軽視する危険度」など、健康管理を行うにあたってのご自身の弱点に具体的に気づくことができますので、体調を管理しながら日々の安全運転に活かしていただくことができます。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/31L7zlp>

■【好評発売中】教育冊子「運転中・自然災害時の対応は万全ですか？」

※仕様 B5判／16ページ／カラー刷

※価格 700円（1セット＜5冊＞・税別・送料実費）

近年、地球温暖化などによる異常気象により、豪雨や強風・突風、猛暑、豪雪など自然災害が頻発しています。また、地震大国である我が国では、南海トラフ地震などの大地震がいつ発生してもおかしくありません。

本書は、運転時にこのような自然災害に遭遇したときの被害を最小限に留めるために、日々の対応意識をしっかりと高めていただくことをねらいとしています。

まず、運転中に自然災害に見舞われた6つの運転場面を見てそれぞれの危険要因及び対処方法を考え、解説ページでは少し時間が進んだイラストを見て、どのような危険が発生したのかを知ることができます。

また、各場面ごとにいざという時に役立つ「知っておきたい安全知識」や、巻末には自然発生時の情報収集に欠かせないWEBサイトを、QRコードつきで豊富に紹介しています。

ぜひ事業所での自然災害時対策の教育ツールとしてご活用ください。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/30TjwDG>

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】

<https://goo.gl/duF5ws>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

(令和2年9月18日送信)

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。



～人と車の安全な移動をデザインする～

シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15 ビアリッツ天神橋501

TEL 06-6809-1989

FAX 06-6809-1984

Eメール mail@think-sp.com

URL <http://www.think-sp.com/>

